



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金の募集開始について ～環境にやさしい農業資材・技術の導入を支援します～

近年、地球温暖化や激甚化する自然災害等の環境課題が深刻となる中、京都市では「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の達成に向け、減農薬栽培などの環境負荷の軽減に配慮した「環境保全型農業」を推進しています。

今後、より一層「環境保全型農業」を普及拡大するために、環境にやさしい農業資材・技術の導入や利用拡大に係る取組を支援する「環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金」について、令和5年度の補助対象者を募集しますのでお知らせします。

1 事業概要

(1) 申請受付期間

令和5年4月6日（木）～12月28日（木）

※ 申請受付期間締切日の当日消印有効

※ **申請受付期間中においても、補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、受付を終了します。**

(2) 補助対象者

ア 農産物を販売する農業者（個人・法人）

※ 個人にあつては市内在住、法人にあつては市内に事業所等を有していること

イ 農業者等で組織された団体

※ 市内に事業所等を有していること

(3) 補助対象経費

以下に掲げる環境にやさしい農業資材・技術の導入に係る経費

ア 化学合成農薬削減に資する資材・技術

（例）太陽熱土壌消毒用マルチ、UV-B 電球形蛍光灯、農業用 LED 光式捕虫器、フェロモン剤、生物農薬、粘着捕虫シート、有機 JAS 適合農薬 等

イ 廃プラスチック削減に資する資材・技術

（例）生分解性マルチ、生分解性ポット 等

ウ その他市長が特に必要と認めるもの

補助対象経費は、「新たに導入する資材・技術」又は「前年度に比べて取組拡大する資材・技術の導入」に係る経費に限ります。また、備品※は対象外です。

※ 原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、かつ取得単価（税込）が50,000円以上の物品

(4) 補助率

消費税を抜いた経費の1/2以内

(5) 補助上限

個人10万円 法人・団体50万円



光を用いた病害虫防除



生分解性マルチ

2 申請書様式

以下の二次元コードまたは URL よりホームページへアクセスし、申請書をダウンロードしてください。



⇐ 「要綱」及び「申請書様式」掲載ページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000310234.html>

3 申請書提出先・問合せ先

担当行政区を御確認のうえ、管轄の振興センターへ書類を提出してください。

所属	担当行政区	住所	電話・FAX 番号
北部農業振興センター	北区、上京区、左京区※ ¹ 、中京区、右京区※ ²	〒603-8511 北区紫野東御所田町 33-1 北区役所本庁舎 2 階	Tel:075-366-2010 Fax:075-366-2453
南部農業振興センター	東山区、山科区、下京区、南区、伏見区	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2 伏見区役所 3 階	Tel:075-585-3202 Fax:075-574-7213
南部農業振興センター 洛西分室	西京区	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 西京区役所洛西支所 2 階	Tel:075-323-7321 Fax:075-323-7350
京北・左京山間部 農林業振興センター	右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域	〒601-0251 右京区京北周山町上寺田 1-1 京北合同庁舎内	Tel:075-852-1817 Fax:075-852-1827

※1 花脊、広河原、久多地域除く

※2 京北地域除く

【参考】申請後のスケジュール

- ① 審査 いただいた書類を審査し、補助金の予定額をお知らせします。
↓
- ② 事業実施 資材の購入など、事業を実施していただきます。
↓
- ③ 実績報告 事業実施後30日以内（又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで）に実績報告書を作成の上、御提出ください。
・ 金額確定 その後、正式に補助金額を決定・通知します。
↓
- ④ 請求書の提出 補助金額確定ののち、請求書を作成・提出していただきます。
↓
- ⑤ 補助金の支払い 随時補助金をお支払いします。